

入札公告

福島県県中児童相談所給食業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

令和8年3月9日

福島県県中児童相談所長 平野 清一

1 入札に付する事項

- | | |
|------------|-----------------------|
| (1) 件名及び数量 | 福島県県中児童相談所給食業務委託 |
| (2) 業務の仕様等 | 入札説明書及び仕様書による |
| (3) 履行期間 | 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 福島県県中児童相談所 |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 過去2年間に類似の給食業務履行の実績がある者であること。
- (3) 本件公告の日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 福島県が実施した入札及び見積合わせにおいて、契約相手方に決定した後、契約を辞退する等の事由により契約を締結しなかった者で、その事実があった後2年を経過しない者
 - イ 福島県との契約において、業務を適正に履行しなかった者で、その事実があった後2年を経過しない者
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者、若しくは申立てをなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者、若しくは申立てをなされている者にあつては当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (6) 調理師法(昭和33年法律第147号)に規定する調理師の資格を有する者又は栄養士法(昭和22年法律第245号)に規定する栄養士の資格を有する者を1名以上従事させることができる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書に、2に掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

(1) 提出期間 令和8年3月9日(月)から同年3月16日(月)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所 〒963-8041 郡山市富田町字町田3番地
福島県県中児童相談所
電話024-935-0611

(3) 提出方法 郵送又は持参による。ただし、郵送による場合は、書留郵便に限るものとし、令和8年3月16日(月)午後5時00分必着とする。

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和8年3月23日(月)午後1時30分

(2) 場 所 福島県県中児童相談所 会議室

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札日に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県県中児童相談所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和8年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

9 その他

(1) 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な

入札を行った者を落札者とする。

- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- (5) 問い合わせ先

福島県県中児童相談所

電話 024-935-0611

FAX 024-935-0618

電子メール kentyuu.jisou@pref.fukushima.lg.jp